

八王子市風しん抗体検査実施要綱

1 趣旨

この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく本市における特定感染症検査等実施事業の一環として、特定感染症検査等事業実施要綱（最終一部改正平成31年3月27日健発0327第25号厚生労働省健康局長通知）に規定されるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本市の予算の範囲内において、妊娠を予定又は希望する女性に対して風しん抗体検査を実施し、抗体保有状況の確認と抗体価が不十分な場合の予防接種の勧奨を行うことで、妊娠中の女性の風しん感染による先天性風しん症候群の発生を防止することを目的とする。

3 対象者

八王子市に住民登録があり、検査当日において19歳以上で、妊娠を予定又は希望する女性及びその同居者、並びに妊婦の19歳以上の同居者とする。

ただし、次の各号に該当する者は対象外とする。

- (1) 過去に風しん抗体検査を受けたことのある者
- (2) 2回以上風しん予防接種歴のある者（麻しん風しん混合ワクチンを含む。）
- (3) 風しんの既往歴があり、検査で確定診断を受けた者

4 受検者の費用

風しん抗体検査に係る検査の費用は、無料とする。

5 個人情報及びプライバシーの保護

検査業務の実施に当たり、個人情報及びプライバシーの保護については最大限の配慮をする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月6日から施行する。